

ノルマン征服下のイングランドにおける

俗界所領の教区司祭

田 卷 敦 子

池 上 忠 弘

序に

「これを教える」という
氣高い模範を羊たちである教区民に示したのだった。

(—中略—)

彼 (person) は神学の学者で学僧でもあり、
キリストの福音を正しく説いて、
教区民を誠実に教え導いていた。

(—中略—)

雨が降ろうが雷が鳴ろうがいつでも、
病人が出たときも困ったことが起つたときでも、
彼は教区の一番遠い家まで、貧富の区別なく誰でも、

手に杖を持ち、てくてく歩いて訪ねることをいとわなか
彼 (person) は「まづ自ら善行をおこない、その後で

(—中略—)

自分のもらう献納物や聖職俸収入の中から、
近辺に住む貧しい教区民に必ず分け与えていた。
わずかなもので十分満足していた人だった。

彼 (person) は「まづ自ら善行をおこない、その後で

(1) つた。

チヨーサーの『カンタベリ物語』「総序歌」にある教区司祭 parson の描写である。チヨーサーによつてはこのようになつて記述される。詩人は聖職者に対する態度ではこのタイプの人びとにしか好意や尊敬を示していない。イングランドでは『カンタベリ物語』以来、この描写が教区司祭の理想像として定着し、中世から現代に至るまで教区司祭に関する著述には必ず引き合ひに出された。教区司祭を意味する語には、parson の他に rector, vicar, curate などがある。しかしこの讀辭は parson にだけ与えられているのである。

Oxford English Dictionary (以下OED) によると、

- (a) 「parson=教区の聖職祿の権利と義務すべてを保有する者、すなわち rector」
- (b) 「rector=parson のより、すなわち十分の一税を私物化しない教区の聖職祿保持者」
- (c) 「vicar=初期における用法では、本物の parson か rector のいる教区において司祭として代行する人物。すなわち十分の一税が充當された修道団体の代理人。後世

または近代における用法では、十分の一税が充當され、私用に供された教区の聖職祿保持者。rector とは対照的である」

(d) 「curate=教区の靈的な責任を負う聖職者、すなわち教区の parson」

各項の意味は互いに共通であり、parson, rector, vicar, curate は同義語であるかのような印象を受ける。しかし、これら各々の間には何らかの区別があり、教区にはこれらが重複して存在した、というふうに受けとれないだろうか。

同じくOEDの parson の項に、

- (e) 「parson=一般民衆の用法では、vicar をも含む聖職祿が与えられる教区の聖職者。すなわち chaplain, curate その他聖職者だれにでも拡大されていった。」

私たちはこの「だれにでも拡大されていった」という点に注目した。年代を追つて次第に教区司祭の職に關係する人間が増えていったことを意味するのではないだろうか。これには背景にイングランドの教区制度の特殊事情があつ

たものと思われる。これについては前稿で述べた。⁽²⁾

イングランドの教区制度は、アングロ・サクソン時代に領主の莊園 manor が教区 parish に区画され、領主の土地にあるものは建物も人間も含めて領主の所有と考えられた。司教と修道院長はともに聖界所領の領主であった。司教は自分の私有教会の上級領主となり、俗界所領の諸侯と同じように配下の教会を搾取した。こうして教会は社会的にも教会組織の面でもその本質を喪失した。教区教会と司祭を含むいっさいの付属物は所属する地域あるいは封建所領に取り込まれた。教会自体が聖職祿になつたのである。

教区司祭は忠誠の誓いをたてて領主に奉仕する。この奉仕は、第一にミサをたて秘跡を授ける靈的な奉仕であったが、その他ありとあらゆる公証人の仕事、土地の管理、管財まであつた。

一

一〇六六年、ノルマン人の征服により、聖界所領においても俗界所領においても、アングロ・デイン人の領主は追い出され、ノルマン人の領主にとつてかわつた。アングロ・デインの領主の中には殺された者、逃亡した者もあつたが、残つた者はすべて農奴におとされ、新たな領主の下に隸属した。当然、教区司祭もこの変革の波にもまれ、変

貌していく。この過程から多種な教区聖職者が派生したのである。本稿においては、ノルマン征服前後のイースト・アンガリア地方の教区の実態を明らかにしながら、各種教区聖職者の派生をとらえてみようと思う。

第一章 ノルマン征服下の教区における 教区司祭 parson の役割

ノルマン人の征服によってアングロ・サクソン人の社会は大きく変化し、ノルマンディ公ウイリアムの封建体制に組み込まれていつた。教区司祭をとりまく背景を知るために、この変革を大雑把にみておこう。

あつたとされている。⁽⁵⁾

イングランドは一度に征圧されたわけではなく、ヘイスティングの戦いの後も、各州で激しい抵抗による突発的な地域的反乱が繰返された。このように長期にわたって少しずつ征服されたということは、反乱鎮圧の度に、アンゲロ・サクソンの領主から奪い取った土地をウイリアム王の聖界・俗界の従臣たちに領地として分け与えることになった。それら諸侯、司教、修道院長たちから、さらに彼らの従臣や騎士たちに分割して与えられた。⁽⁶⁾すなわち王から土地を与えられた直属受封者 tenant-in-chief は各地に分散している所領をすべて管理することは不可能であるから、⁽⁷⁾さらに「騎士封」として分与し、実際にはこれら再受封者 under-tenant によって保持された。

その結果、個々の貴族がイングランドの多くの地域において土地を保有し、所領が広範に分散した。これはイングランド独特の形態となつた。チエスター伯の領地がノーサーク州にあつたり、ノーフォーク伯の領地がサセックス州にあつたりした。また、ノルマンディとその周辺地域の諸侯・騎士がイングランドに多大な所領を保有している様子は一〇八六年のドゥムズデイ・ブック Domesday Book によつて詳細に知ることができます。⁽⁸⁾

一方、聖界においてもノルマン人の司教や修道院長が大陸から呼び寄せられた。聖堂が建てられ、新しい修道院を設立するために海峡を渡る修道士の流れが続いたという。修道士たちはやがて修道院長となり、新たに付与された領地を所有するに至るのである。ウイリアム王は、司教職と修道院長職と司教座聖堂参事会からアンゲロ・サクソン人を追い出し、これに外来の聖職者がとつてかわつた。宗教的な建造物や非常に多くの地方の教会が彼らに引き渡された。⁽⁹⁾

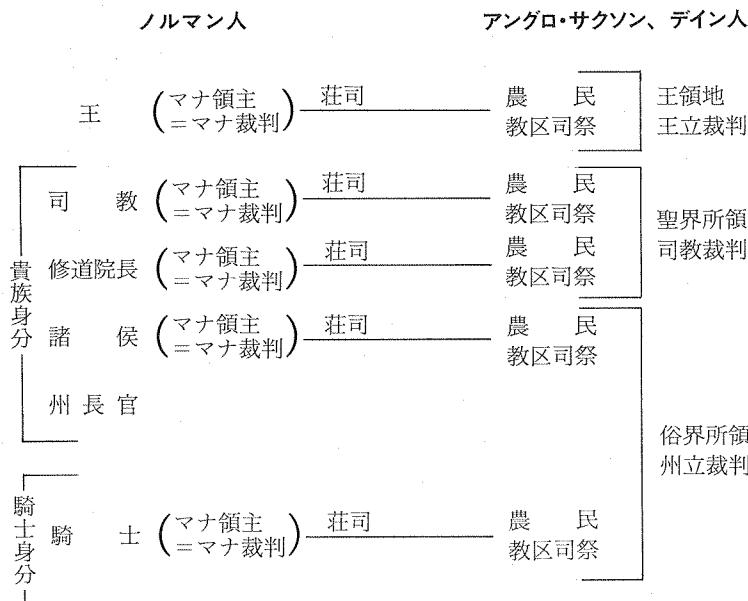
このとき海峡を渡ってきた修道士の流れに対し、一五三四年にはヘンリー八世による修道院解散 Monastery Dis-solution で、イングランドを引き揚げる修道士の流れがブリテン島各地からドーバーまで続いたといふ。四世紀半にわたり、外来の修道士たちに占められることになる修道院の歴史を象徴するシーンである。アンゲロ・サクソン民族にとつてはこの四世紀半を、『ノルマンの輒』と称し、不屈と忍耐の時代をかこつことになる。五世紀頃、アンゲル人とサクソン人がイングランドに来住したとき、彼らは先住ローマ人の遺した近代的な設備、都市、道路、水道等を

すべて拒否して使わなかつた。アングロ・サクソンの民族性として、元来他種族とは融合したがらないところがあつた。

二

ところで、ノルマンディから持ち込まれた封建制度は、頂点にウイリアム王があり、王の下に諸侯が、諸侯の下に各自の騎士がある。そして司教と修道院長も王から聖職叙任を受け、所領を与えられた以上、王の封建体制の中に組み込まれた。王、諸侯、司教、修道院長、これらすべて土地所有者としての領主とする、その各々の下にサクソン人の農民たちが隸属した。農民はマナの区域から出ないよう終身縛縛された農奴であつた。これを図式化すると下のようにならう。領地が売却されたり寄贈されたりするごとに農奴たちは領地と一緒に直属の領主を替えた。従つてこの図式は固定されたものではない。

ウイリアム王の下では、デイン税 Danegeld の徵収は非常に重要な財源とみなされたから、土地資産に対する最初の大規模な調査がこの目的を考慮して行われた。ドゥムズ



デイ・ブックは元来デイン税^{ゲルト}の徵収方法を国家に指示する目的で作成された。ノルマンの国王と封臣会議は、各州に税額を割当てる。それをさらに州の下部組織であるハンドレド hundred 間に地域をもとに再配分された。州あるいはハンドレドの役人たちは、これら税額の徵収を各莊園の領主に対して行つた。領主たちはその課税について、各集落の人々から、または彼の保有農からなしうる限りの手段をとつて税をもぎとらなければならなかつた。

この他に十分の一税 tithe があつた。十分の一税とは、教区の教会に経済的収益の年収の十分の一を納付することを義務づけた課税である。これは強制的制度であり、教区祭がその徵収と管理の仕事を担当した。教区がデイン税と十分の一税を徵収するための行政単位として重要さを増してきたのである。

三

行政の単位としての性格を帯びてきた教区には、領主にとって調法な人間がいた。例えばホルト Holt の教区司祭は、莊園のソックマン（農奴）の息子であつたとされるいる。⁽¹⁰⁾ また『カンタベリ物語』においても person の兄弟と

いう農夫が登場し、parson が農民の出身であったことがうかがえる。そこで parson のバックグラウンドである農民層についてみておくことが必要であろう。

ノルマン征服以前のイングランドの集落では、サクソン人のセイン、またデイン・ローの地方ではデイン人の族長イヤールを中心に、農民たちが領主の自家農場か直営地において慣習的労働を行つていた。そこには多様な段階の隸属と半隸属の土地保有の形式が存在した。これら「イエヌアート geneats」、「イエブール geburs」、「スロール thrall」、「サーフ serf」などが分解して、ドゥムズデイ・ブックの示す次の五段階に編成された。

「自由民 liberi homines」

イエヌアートが分解し、アングロ・サクソンの農民上層を構成する自由身分の社会層であつたが、ノルマン征服後、騎士身分の下層に融合するものと農民身分に吸収されるものとに分解した。諸侯が戦場に赴く時は、いつでも彼が土地を授封されていたその領主の旗に従わねばならぬ。これを託身 commendatio の義務という。授封地は一般に四〇エーカー以上であり、その土地を自由に保有し、

マナ内に定住せざとも行きたい処へ行つて住みながら保有地を經營することができた。自由民の中には直接耕作者ばかりでなく、再受封者、すなわち現実の領主まで含まれる。再受封者の中にはアングロ・サクソンの旧領主、セイントが含まれた形跡がある。⁽¹¹⁾

領主に人身的に隸属していたアングロ・サクソン社会のスロール thrall の階層は零細經營を有する場合が多く、賦役および臨時の労働負担を課せられた。ノルマン征服後、自由農民層の身分低下と分解過程で、大部分が小屋住農に吸收された。

「ソックマン sochmanni」

互いの証言によつて確認された登録小作人 copyholder である。土地を売つてはならず、領主をかえることもできない。集団でマナに所属し、マナ内に住んだ。ソックマンは配下に二、三名から数名に及ぶ小屋住農を従属させていた。別称、自由農民。

「奴隸 servi」

アングロ・サクソン社会の最下層を構成する隸属的階層にサーフ servt がいた。被征服民のブリトン人の下層民がその多数を占め、また刑罰によつて自由身分を奪われたブリトン人、サクソン人も含まれた。家内奴隸、戸外奴隸の形態をとつていたが、ノルマン征服後もそのまま奴隸となつた。⁽¹²⁾

「農奴 villani」
　　アングロ・サクソン社会のイエネアートより下位に位置する農民にイエブルがあつた。彼らは一般に一ヤードランドの土地を經營し、領主に重い諸負担を負つた。経済的な観点ではノルマン征服後の農奴がこれに類似する。

ノーフォーク州は自由な農民の占める比率が他州と比べて著しく高いのが特徴とされているが、例としてドゥムズデイ・ブックに記録された人口をあげておこう。⁽¹³⁾

ソックマン	五、五〇五ヶ
農奴	四、六八二ヶ

小屋住農

九、二七五人

奴隸

九七一ヶ

その他

一九五ヶ

イングランドの農村は大半を莊園が占めていた。四分の一以下に自由民の所領が占め、ここに主にノルマン人が居住し、残り四分の三にアングロ・サクソンの農民たちが住んだものと推測される。

以上述べたように、アングロ・サクソン時代における農民階級は、ノルマン征服によつて農奴身分におとされたが、このときアングロ・サクソンの教区司祭も同じ身分におとされた。彼は農奴らと共に領主の莊園に住み、農地を耕した。彼は村人が持つ平均的地条の一倍とされる一 virgate⁽¹⁴⁾か、half-hide⁽¹⁵⁾か、一 hide⁽¹⁶⁾の保有地を耕していた。そしてしばしば彼の保有地の近くに教会の土地を持つた。彼は特殊業務のため賦役は免除されたが、集落の農奴たちの同業者として扱われた。やがて教区の「頭」の人物 chief person、という意味であるところの parson として知られるようになつた。ノルマンの領主たちによつて集落から教区司祭が選ばれるときの予備軍として存在した。

各地の混乱の中で、被征服民族アングロ・サクソンの集

落にいる parson が必要とされる事態がまもなく生じた。ドゥムズデイ・ブック作成に關してアングロ・サクソン人の教区司祭の働きを挙げておかなければならない。ドゥムズデイに関する原史料は、各集落の司祭と農民頭 reeve と農奴 villain の六名から成る誓約した陪審員から、ノルマン人の委員たちによつて書きとられた。この時アングロ・サクソン人の言語をラテン語に通訳できたのは教区司祭である。委員たちによる報告はさらに書き直され、各集落あるいは各集落の一部を封建制度の莊園として再編成されたのであるが、この作業に関してもラテン語の読み書きができる教区司祭が必要とされたであろう。

サクソン的生活の機關であった州組織はそのまま認められたが、各州の内部においてはすべて直属受封者の封土を単位に書き直された。または直属受封者から土地を保有する再受封者のいづれにせよ、領主に属する莊園と見られた村を単位に書き直された。領主の莊園が教区の単位となり、教区の教会と司祭を含むいっさいのその付属物は、所屬する封建所領の封建制に取り込まれた。

フランス語を話す領主や莊司、すなわち諸侯や司教、修道院長、騎士と、アングロ・サクソンの農民層との間に介

在して両者を結びつけたのは、ラテン語が話せる教区司祭であった。それゆえにラテン語が公式文書の用語になつたといわれている。アングロ・サクソン人の教区司祭が必要とされる事態が生じたのである。不可欠な存在であつた。

に教会のパトロンでありホルト莊園の領主である Sir John de Vaux の死亡記事に、彼の所領地として記載されたのが最初であつた。⁽¹⁷⁾

第二章 莊園の領主に掌握された 教区司祭職 rectorate

前章において、ノルマン征服後にアングロ・サクソンの教区司祭が必要とされるに至つた事情について述べた。そこで実際にノルマン人の領主によつて教区司祭が任命された莊園を例に挙げ、次第に多種の聖職従事者が派生されていく過程をみてみよう。

ホルトは最後のアングロ・サクソン王 Edward the Con- fessor (一〇四二—一〇六六) 自身の莊園であつた。ノルマン征服により、ウイリアム一世の所領になつた。ドゥムズデイ・ブックに次のよう記される。

「一カルケイト (カルケイトは四~八頭の牛一組によつて一年に耕作できる土地の広さを表す単位)、六牧草地、六〇頭の豚のための放牧権。一〇自由民、二四農奴、二四小屋住農が少量の保有地を耕す (年に幾日かを領主の土地を耕すことによって借りている土地)、一奴隸、領主の土地のため一犁耕隊、借地農自身のために一一の犁耕隊、二〇頭の豚、九〇頭の羊、荷車をひく馬一頭、五水車。」の王の莊園は Walter Giffard によつて保持される」

一〇八六年未頃、ホルト莊園は王によってチエスター伯 Hugh に与えられた。チエスター伯 Hugh から De Vaux 家に再受封され、保有される」となつた。

初代領主 Robert de Vaux はウイリアム王治世に、ノー

フォーケ州スウォッハム近郊に Pentney 修道院を建てた

人物。聖母マリアとマグダラのマリアに献納、聖アウグスチヌ修道参事会々則による修道院であった。妻アグネスと子供らの魂のために創建。⁽¹⁹⁾ 荘園の領主は、家族と莊園に従属する領民の魂の保護のために、礼拝堂かまたは教会、さらに修道院と財力に応じてキリスト教の建造物を建てた。現在でもイングランドのマナ・ハウス（莊園の館）の敷地内には必ず礼拝のための建物がある。

領主である者には領地の管理と領民の魂の管理を一体とするキリスト教信仰があった。Robert de Vaux は他に六つの教区教会の聖職禄に対し司祭推挙権を持ち、Welney 村に隠修士の庵を所有した。⁽²⁰⁾

二代目領主 Sir John de Vaux は前記したように、一二八八年の死亡記事に記載された。彼はホルト莊園の領主であり、ホルト教区教会とクリュウ Cleu 教区教会のパトロンであつた。彼の死によつて全財産は一人の娘 Petronilla と Maud が分配された。

姉娘 Maud は、Roos of Hamlake の領主ウイリアムの妻で、彼女と夫は Holt, Cleu, Houghton の各莊園の半分と、Cley, Shottesham 両教区教会の聖職禄に対し司祭推挙権

advowson を相続した。

姉娘 Petronilla は Sir William de Nerford の妻であったので、彼女の相続した半分の土地は Nerford 莊園と呼ばれるようになった。それはホルト教区教会と、ケンブリッジ州にあるアビントン教区教会の聖職推挙権を付与した。ホルト教区教会の司祭に関する最初の史料は、ノリッジ司教 John Salmon (一一九九—一二三五) が司教区に登録所を設置し、記録を始めた時期からみいだされるようになった。

それによると 一一〇六年十二月十一日、Thomas of Shotisham (=Shottesham) がホルト教区教会と聖職禄を、Lady Petronilla de Nerford から授与された。この新任の司祭が Shottesham 村の出身であることについて、一九〇二年から六年間ホルト教区教会の rector であった Lewis B. Radford は、たぶん姉妹の父親の莊園のソックマンの息子であろう、と云つている。⁽²¹⁾ 農民のソックマン層がアングロ・サクソンであることにについては前章で述べたとおりである。

集落には當時、アングロ・サクソン族の教区司祭がいた。彼らはたゞえ領主から教区司祭の職 rectorate が与えられなくとも、独自にアングロ・サクソン教会時代の伝統

を固守し、同胞の靈的必要に少くとも応じる存在であつた。かつて、これらの司祭は教会会議の決定や法令集『カピトゥラリア Capitularia』によつて命ぜられて、信徒たちに信經と基本的な祈りと、そして教会の重要な掟にあわせてキリスト教的美德を教えた。日に七回のミサをとり行い、またミサ聖祭で朗読される福音書について説教し、その地域内で見込みのありそうな男の子を集めて、読み書きの初等教育をほどこすよう命ぜられていた。被征服民族の司祭になつた時、彼らはこれを息子に伝授し、息子は孫に継承するという世襲制をとることによって、アングロ・サクソン教会の伝統を守つたのである。従つてホルト教区教会の新任の司祭についても、たぶんソックマンの父、また祖父ともに教区司祭であったものと推察される。

三代目領主 Petronilla については、ホルト教区教会の内陣の壁に教会の創建者として名前が刻まれてある。Petronilla は一二〇一年頃未亡人になり、一二一一年に彼女は「父と夫の魂のために」、Tharston 村にあつた自分の土地を、Langley 大修道院の修道士に与えている。一二二六年死亡⁽²³⁾、先祖が創建した Pentney 修道院に埋葬された。教区司祭 Thomas は二十二年間奉仕して一二三七年に死んだ。

四代目領主として Petronilla の息子 Sir Thomas Nerford が莊園を相続した。一二二八年、Sir Thomas Nerford によって William of Wellington に教区司祭職が授与された。一二四九年に、イースト・アンглия 地方の八〇〇以上の教区が彼の parsons を黒死病で失つた。ホルト副司教管区では一年間に二三人の教区司祭が疫病にかかり、ホルトの parson もクリスマス前に死んだ⁽²⁴⁾。

この時期、Sir Thomas Nerford も死亡したため、彼の姉妹 Alice と結婚していたエセックスの Sir John Nevill が五代目領主になる。聖職推举権を相続。一二五〇年、Sir John Nevill によって William de Rockham が rector として教区司祭職と聖職禄を授与された。一〇年後に William de Rockham は辞職。一二六〇年、Sir John Nevill によって Richard atte Lane に教区司祭職が授与され、また一二六八年にロハムン市内にある S. Christopher Stocks (教会) の聖職禄を Sir John Nevill の妻 Lady Alice Nerford によって与えられた⁽²⁵⁾。

六代目領主に Petronilla の孫、Thomas de Nerford が相続。彼は Hugh of Trickingham が parson であった時に死亡し、ホルト教区教会に埋葬された記録がある。遺言書の

司教区登録が始ったのは一二七〇年、ノリッジ司教 Le Spenser の時からであり、Consistory 裁判所に Sir Thomas Nerford の遺言書が残っている。

「主の御名により、アーメン。AD 一二七〇年、Martin mas 後の火曜日。私ことホルトの Thomas Nerford、騎士、は次のように遺言書を作成する。まず私は自分の魂を神に、聖母マリアに、諸聖人に捧げ、自分の肉体はホルト教会に埋葬するつもりである。また私は自分の罪の贖いのために祭壇に六マルクを、また教会の修理のために六マルクを、また同教会の聖母マリア（像）に銀の蠟燭を七年間燈す（費用）を捧げる。またホルトの parish chaplain である（私の） Sir Thomas に一年間のミサをあげる」と。私の遺品を（私の） Sir Thomas, parish chaplain に、ニコルズ司教に、John Begent of Flegg に、また私の遺言執行人として契約して（私の） Roger Perres に遺贈する。」（括弧内は意味を補つて筆者）

「parish chaplain, Sir Thomas」 は、の遺言書作成者、ホルト莊園の六代目領主その人である。'parish chap-

lains' は実際には今日 'curates' と呼ばれているものに相当するので、直訳すれば assistant priest 司祭補助であろう。彼らは謝礼か、または村人の死者を記念する特別ミサのための遺贈分から、または聖祭日や記念ミサのため教区ギルドによつて作られた支払金から俸給を得た。⁽²⁶⁾ 莊園の領主がこうした聖職を担つていた。そして現在、ホルト教区教会の聖職者リストには彼について、「1370, Thomas, priest」と記される。正規の聖職者の資格を持たない莊園の領主が parish chaplain を自任し、公文書には priest と記された。これが教区の priest の実体である。⁽²⁷⁾ の時期、parson という身分が正式に公文書に使われてある。「一二三一七年 Hugh of Trickingham は parson of Holt」と、カンタベリ大司教の代理によつて Lambeth 登録に記録されている。⁽²⁸⁾

ホルト莊園七代目領主を Sir Thomas de Nerford の死後、妻の Lady Alice Nerford が相続した。Lady Alice Nerford は、一二七五年九月十五日に William Goodwyn of Burgh を教区司祭 rector に任命した。William は、Nerford 家か Nevill 家の親戚の者であったと云われる。Lady Alice Nerford の娘 Margery は信仰心の篤い女性で、生涯独身を守つた。母親は娘のためにホルト教区教会に資産をつく

A. RECTORS OF HOLT.

Instituted.	
1306, 11 Dec.	Thomas of Schotisham.
1338, 18 Jan.	William of Wellingham
1350, 22 Jan.	William of Rockham.
1360, 21 March	Richard atte Lane. Hugh of Trickingham.
1375, 15 Sept.	William Goodwyn of Burgh.
1383, 24 Feb.	William Woodward. William Sheringham (1403-1422).
1422, 11 April	William Walkelyn.
1466.	William Weston.
1505, 12 June	Richard Jekkell.
1526, 6 March	William Moore, B. A.
1534, 31 March	William Boleyn, M. A., archdeacon of Winchester, 1529-1551.
1543, 7 March	Thomas Bury, B. A.
1561, 24 July	James Bilney, M. A., M. D.
1583, 1 July	George Leeds, M. A.
1630, 28 Oct.	Hamond Claxton, M. A., rector of Rollesby. [John Bond intruded 1646-1660].
1663, 10 July	Thomas Underwood, M. A., rector of Ryburgh.
1688, 26 June	Thomas Burlingham, M. A., rector of Burgate.
1722, 12 June	Henry Briggs, M. A. (instituted to Letheringsett also, 1741, 30 Nov.).
1748, 16 Aug.	William Smith, M. A., rector of Burnham.
1750, 26 April	Joshua Smith, B. A. (instituted to Gorleston also, 1777, 25 Nov.).
1804, 9 June	Joshua Smith, fellow of S. John's Coll., Camb. 1783-1805, B. D. 1791, tutor 1802.
1828, 10 Oct.	William Henry Parry, fellow of S. John's, Camb. 1811, B. D. 1818.
1837, 13 Dec.	Humphrey Jackson, fellow of S. John's, Camb. 1826, B. D. 1833. Rural dean of Holt, 1844-1853.
1853, 2 Dec.	Edward Brumell, 3rd Wrangler 1837, 2nd Smith's Prizeman 1837, fellow and tutor of S. John's, Camb. 1838-1855, B. D. 1847. Rural dean, 1858-1901.
1902, 5 April	Lewis Bostock Radford, M. A., fellow of S. John's, Camb. 1894-1900, 2nd master of Warrington Grammar School and curate of Holy Trinity, Warrington, 1891-6; rector of Fornett S. Peter, 1896-1902; B. D. 1908; elected warden of S. Paul's College, Sydney, 1908; D. D. 1908.

B. SOME "CHAPLAINS" AND "CURATES" OF HOLT.

1370.	Thomas, priest.
1416.	James Shiryngham.
1422.	Thos. Groom or Crumme (rector of Letheringsett, 1422). John Gapron or Caproun (rector of Letheringsett, 1430).
1438.	Robt. Coope.
1471.	Rich. Perys, Hugh Richards, Henry Wroo.
1526-1530.	Wm. Bee.
1534-1543.	John Hyndringham Edward Attwood James Dale Lancelot Robinson
1569-1572.	James Steel Rich. Lawson John Martin
1573.	Rich. Dowe.
1581.	Wm. Armstead.* Robt. Kendall, M. A.†
1627.	Thomas Cooper (see pp. 55, 56).
1782-1799.	William Tower Johnson (Christ's Coll., Camb., LL. B. 1766 : buried at Holt, 1799).
1800.	‡ Isaac Mann (Caius Coll., Camb., B. A. 1800).
1802.	John Meakin (Magd. Coll., Camb., B. A. 1801).
1804.	John Southan
1813-1830.	Richard Foster.
1837.	Richard Catton (Corp. Chr. Coll., Camb., B. A. 1829 : buried at Holt, 1842).
1849.	Thos. Ray Eaton.
1850.	Henry John Dodsworth.
1852-1853.	Chas. Thos. Jex-Blake (Jesus Coll., Camb., B. A. 1842).
1899-1900.	Henry Ernest Beard (Lond. Coll. of Divinity, 1879).
1900-1902.	Wm. Ernest Tourtel (Pembroke Coll., Oxford).
1902-1903.	¶ Richard Lloyd Langford-James (Keble Coll., Oxf.).
1906-1908.	¶ Edward Thomas Clarke (Sidney Sussex Coll., Camb., B. A. 1905).

り、生涯、一定の収入があるよう備えてやつた。そのために教区司祭を血縁の者にしたのである。初代より六代目までの領主がアングロ・サクソンの集落に住むparsonを推举したが、七代目領主はノルマンの血筋の者を選んだ。一三八三年一月二四日、William Woodward が Lady Alice Nerford によって教区司祭に任命された。彼がアングロ・サクソン人あるいはノルマン人であったかについてはわからぬ。その次の教区司祭 William de Shiryngham (1403—1411) については *Patent Rolls* に「ホルト教区教会の parson」となつており、Rougham 荘園記帳には「Barney 家と Felbrigg 家のノーフォーク騎士に従属する管財人であつて連署人」として記録されている。

教区教会の財政上の基盤は年収の十分の一税、または教区の土地の產出物の十分の一の教会への寄進であつた。教会の初期のあまりでは、司教に、司祭の生計に、貧しい人びとに、教会の維持修理費に、各々四分された。アングロ・サクソン時代にはこの割合がしっかりと守られ、セイントや莊園の領主が教会の土地や財産に手をつけることはなかつた。しかしノルマン征服後は教会の財産を俗人の手に

移す」とが成文化され、集落か莊園の土地の収穫のほとんどが、設立された執事会、実体は領主のもとに行くことになつた。この執事会が聖職禄に対し司祭を推举する権利を保持したのである。この権利をどのように行使するかは、ひとえに領主の思案にかかつていて。ホルト莊園の初代領主は、農民の魂の保護のために教区司祭職に parson を任命した。同六代目領主は、私欲から教区司祭職とは別に 'parish chaplain' という職を設け、それに自分自身を任命した。同七代目領主は、親戚の者を名目上教区司祭 rector に任命し、聖職禄を実質娘の定収入になるようにはかつた。いののように領主の様ざまな思惑の中から、多種の教区聖職者が生み出されていつたのである。

II

現在でもイングランドの教区教会には、たいてい『List of Rectors』が掲示かれている。ノーフォーク州 Ranworth 教区教会の場合は、rector, chaplain, curate, patron などの区別をせずに、『List of Incumbents 聖職禄所持者』となりおり、やぐらに括して扱つてゐる。その中には時代が下るが、Sir John Brother (1480), Sir John Bland (1511)

六) Sir William Moore (一五二八) など、明らかに莊園の領主と思われる人物が含まれてゐる。このでは聖職禄所持者がすなわち教会の司祭であると堂々と打ち出しているわけで、一つの定義づけとなる。

Ranworth はアングロ・サクソン語で “端または境界のわきの囲い地”⁽²⁹⁾ という原義があり、すなわち「川のそばの村」のことである。その名の通りノーフォーク沼沢地方 Norfolk Broads に接する土手に広がる土地である。アングロ・サクソン時代に Guert 伯の七名のソックマンが五〇エーカーの土地と八牧草地を一カルケイトと共に保有していた。これらはウイリアム王によつてそへへつた Roger Bigod に与えられた。Roger Bigod はウイリアム王と共に戦つた側近であり助言者であつた人物。ウイリアム王と共にイングランドに来てノリッジ Norwich 城の城主となり、ノーフォーク伯の称号を与えられた。この Roger Bigod にランワースの地が王の執事としての取り分、一方ドリック (王からの貸借地) とともに与えられた。

一一〇七年に Roger Bigod 死亡⁽³⁰⁾。二代目ノーフォーク伯を息子 Hugh Bigod⁽³¹⁾ が相続する。

一一〇六年、三代目 Roger Bigod 死亡⁽³²⁾。エーヴィッド家の遺

産はすべてエドワード一世によつて王家に渡り、エドワード二世の弟 Thomas de Brotherton に与えられた。ビゴット家の莊園は八〇近くあり、分散することなく次の所領主の手に渡り、一二七五年まで王弟の子孫によつて維持された。⁽³³⁾

ランワース教区教会は、ノルマン征服以前からあつたと考えられている。ウイリアム王がこの地に来た時、建築工と職工を伴い、ノルマン方式の教会に建てかえたとされる。ランワース教区司祭の最も古い記録は、「一一〇〇年 (推定) Ringolf」であり、そこに教会の建物があつて礼拝が行われていた。(『Ranworth St. Helen List of Incumbents』参照)

一一一一年 (推定) Ringolf の息子 Ralf de Sokesby⁽³⁴⁾ がノリッジ司教 Everard によつて、教区司祭に任命される。おそらく父親の職を受け継ぐ人物として、ノリッジ司教座大聖堂の司祭養成学校で教育を受けていたのであろう。司教が関与していることから推察される。また、アングロ・サクソン人の教区司祭は一般に妻帯し、息子に司祭職を継承させるのが一つの特徴でもあつた。⁽³⁵⁾ このことから Ringolf, Ralf de Sokesby 父子は教区司祭であつたと思われ

る。

一一四六年に、Ralf de Sokesby が死亡した時、彼の妻 Elswyd は教区内にその地所を占める Tunstead 莊園と聖職禄に対し司祭を推举する権利を保持した。Elswyd 自身がこれらの相続人であったとしても、それはおそらくノーフォーク伯 Roger Bigod が教会の基本財産として設置したものである。それを初代教区司祭 Ringolf に与えたと考えるのが妥当であろう。ウイリアム征服王は、勝利を収めたとき、彼には墮落していると考えられたイングランドの教会の改革にとりかかった。カーンの大修道院長のランフランクスがカンタベリ大司教に呼び寄せられた。

Roger Bigod はウイリアム王と共にあつて王の教会改革の精神に共鳴していたに違いない。本来、彼は信仰深い人間で、ノーフォーク伯になつた時、州内に多くの教会、修道院を創建している。⁽³²⁾ ランワース教区教会もその一つで、王と Roger Bigod によつて建てられた。Bigod に私心はなく、アングロ・サクソン人の教区司祭 Ringolf を任命し、彼らの収入を保証するため教会に基本財産を設置したものと思われる。教会の聖職禄と Tansstead 莊園を与え、そしてランワース教区教会の聖職禄と司祭推举権を与え

た。これらは本来教区司祭自身の権利として与えられたものであったということを物語つており、そしてすぐに俗人によつて取りあげられたといふこともまた明白である。教区司祭の妻 Elswyd は夫の死後、これらの権利を William de Cleney に譲渡した。William de Cleney が Tunstead 莊園の領主となり、ランワース教区教会の聖職禄に対し司祭を推举する権利を得た。

William de Cleney の死後、娘の Margaret がこれを相続し、⁽³³⁾ Margaret と結婚した人物 Robert Fitz-Roger de Corebrigg が、Tunstead 莊園を相続した。彼の妻 Margaret は Hugh de Cresseley の末上人であった。

一一九五年に Robert Fitz-Roger は Langley の地に大修道院 Abbey を創建した。そして彼は Langley 大修道院に、ランワース教区教会を寄進した。Robert Fitz-Roger は一一九八年に、Horsford 莊園を入手しており、その領主でもある。一一一〇〇年頃、妻 Margaret は息子の Sir Robert de Cresseley に Tunstead 莊園と聖職推举権を与えた。息子は ⁽³⁴⁾ すぐ Langley 大修道院と修道士たちに、永代寄進した。

教会の寄進・贈与は契約の形をとり、しばしば現金の支

RANWORTH ST. HELEN LIST OF INCUMBENTS

ad 1100 (circa)	Ringolf
ad 1121 (circa)	Ralph de Sokesby (son of above instituted by Bishop Everard)
ad 1146 (circa)	Hermer
ad 1175 (circa)	Adam de Cretingham
ad 1218 (circa)	John de Terentine
	No Record
ad 1329	William de Westwick
1342	John de Culford
1349 (July 8)	Roger de Fakenham
1349 (Aug. 1)	John Cobbe
	Black Death
1391	Roger Asketil
1415	William Laceby
1430	John Eade
1449	Thomas Rodeland
1480	Sir John Brother
1509	Thomas Sheffield
1512	William Larke
1522	William Sekker
1526	Sir John Bland
1528 (July 16)	John Dychyngham
1528 (Oct. 13)	Sir William Moore
1551	Richard Mable
1558	Sir John Taylor
1582	Thomas Wright
1627	Matthew Howell
1641	John Waterson
1661	Francis Morley
1682	Benjamin Young
1698	Henry Nelson
1723	William Mackay (Vicar of Upton, Rector of Fish)
1752	George Kenrick
1762	John Cogill
1771	Charles Cogill
1793	Francis Edward Saye
1795	John Oldershaw (Archdeacon of Norfolk)
1843	John William Greaves (Separation from Upton)
1886	George Alfred Poole
1897	Thomas Frase Lloyd
1898	Leslie Rimmer Paterson
1904	Hautrey James Enraught
1913	William Wilfred Mackworth Cleaver
1926	Edward Dumbar Everard
1972	Hugh Charles Blackburne Chaplain to The Queen
1977	John Gervase Maurice Walker Murphy MA Rural Dean of Blofield
1980	Basil Arthur O'Ferrall CB, MA, RN Chaplain to The Queen
1985	Canon Alan Glendining

払いを伴つた。一度手に入れてしまうと所有者は贈り物や遺産とともに年貢も受け取る。教会は所有者の財産で、所有者をそれを移転することさえあり、十分の一税の大半も自分のものとした。このように教会は事実上有用な資産・物的財産の一つとなり、他の物的財産と全く同じに取り扱うことができた。教会の二分の一部分、あるいは教会の五分の一部を所有することもあれば、教会の身廊（本堂）、あるいは祭壇、あるいは十分の一税を所有することもある。教会は他の封土と同じように、聖職禄保持者の死亡にあたつて遺贈・贈与・売却されたり、横領の対象になることもあった。しかし修道院へ寄進すると修道院内に埋葬され、それが永遠の命の保証になるとあって、そうすることも盛んであった。

Langley 大修道院にはこうした遺贈が集中し、非常に富裕になつた。多数の聖職禄保持者によつて八〇教区の資産と権利、一九莊園、九教区司祭の収入源、四教区教会の専有、二聖職推薦権等が贈られた。⁽³⁴⁾ 一二九一年にその年収税評価額は一七八ポンド五シリングであつた。

ランワース教区教会は、一二八五年に Langley 大修道院から、修道院長個人の所有に譲渡された。教会の「List of

Incumbents」には一二一八年から一二三九年までの期間、記録されていない。Langley 大修道院長の管財人が教区司祭を務めた可能性も十分に考えられる。教区教会が個人の資産、聖職禄になつた場合は、その聖職禄保持者がまたは代理の者が教区司祭 rector になつた。

三

今日でもイングランドの教区教会には『List of Rectors』に並んで、または離れた処に、『Patron』が掲示されていることがある。ホルト莊園の初代領主 Sir Robert de Vaux は、六つの教区教会のパトロンであつたし、二代目領主 Sir John de Vaux はホルトとクリュウの両教区教会のパトロンであつた。この教区教会のパトロンと教区司祭の関係について実際にみてみよう。

ノーフォーク州 Salle 教区教会の場合、『List of Rectors』には、Patron & Rectors と含まれている (List of Rectors, Salle Parish Church 参照)。

Salle 教区の人口は 1100 人未満であるのに、教区教会の建物は非常に大きい。その理由は、イースト・アンガリア地方に毛織物産業が栄えた時代に遡つてあつた。サリ教

SALLE LIST OF RECTORS

RECTOR	PATRON
1197 Philip	
1242 Richard de Bensted.	
Simon de Ellesworth.	
1316 John Bacon.	Sir Edmund Bacon.
Thomas de Bradewell.	
1349 William de Lutheburgh.	Sir John Brewes.
1371 Adam de Hautbois.	"
1375 John Holwey.	"
1401 William Sheffield.	Assignees of Robert Brewes.
1428 William Wode.	Sir Simon Felbrigg and others.
1441 John Nekton.*	Ela, Widow of Sir Robert Brewes.
1460 Philip Lepeyate.†	Thomas Brewes, Esq.
1478 William Roos.	Sir Thomas Brewes.
1495 Radulph Stanhope.	Dame Elizabeth Brewes and William Yelverton.
1506 Robert Godfrey, B. C. L.	Sir Roger Townsend, Kt.
1523 Roger Townsend.	"
1558 John Crane, S. T. B.	The Crown (Philip and Mary).
1565 John Thurston.	Assignees of Roger Townsend.
1587 Thomas Aldred.	"
1590 Richard Wrathall.	"
1628 Thomas King.	Roger Townsend, Bt.
1637 Roger Howman.	Dame Mary, relict of Roger Townsend.
1670 Samuel Flack.	Frances Earle widow of Martin Earle and James Long.
1708 John Snell.	Robert Snell (for this turn).
1711 Robert Whitefoot.	John Whitefoot, clerk, and Thomas Clayton, clerk.
1721 Edward Laney, S. T. P.‡	Pembroke College, Cambridge.
1725 William Sutton.	"
1731 John Browning.	"
1734 Thomas Browne.	"
1747 Lancelot Addison.§	"
1772 Lancelot Bell.#	"
1796 Augustine Bulwer.	"
1818 Edward Bulwer.	"
1847 Charles Earle Marsh.	"
1902 Frank Lillingston.	"
1909 Henry C. O. Lanchester.	"
1918 Walter L. E. Parsons.	"

(The above list has been reprinted from Canon W. L. E. Parsons' book *Salle*).

1948 Arthur E. Dickinson.	Pembroke College, Cambridge.
1964 Canon L. Galley.	"
1968 Paul Kelly (Priest in Charge).	
1973 Bernard M. Goodwins (Priest in Charge).	
1974 Robert B. Budgett (Priest in Charge).	
1978 David Rosenthal (Priest in Charge).	
1981 Gordon Dodson (Priest in Charge).	

* The builder of the chancel.

† Mentioned in the *Paston Letters*

‡ Master of Pembroke Hall

§ Late President of Pembroke Hall

When Fellow of Pembroke, Mr. Bell was tutor to William Pitt

会は羊毛取引で金持になつた数家族——Boleyn 家、Fountaine 家、Brigg 家が教区を分割しなかつただけでなく、同じ建物の中に彼らとその祖先を祀るための礼拝堂を各自が設けたからであつた。また六商業ギルドが教会の中に各自別々の祭壇を設けたことも教会の建物を大きくした理由であつた。⁽³⁵⁾ そして何よりも羊毛がもたらす現金が潤沢であったといえよう。

サリ教区教会のパトロンが記録されるのは一三一六年に Sir Edmund Bacon が初めてである。大農地所有者で牧羊を営む莊園の領主であつた。

スリードで同年の Rector の項に同姓の John Bacon となり、Bacon 家の血縁の者とみて間違ひなつてゐる。パトリックの Sir Edmund Bacon はサリ教区教会の聖職推挙権と聖職禄授与権を保有していた。そこで血縁の、たぶん息子と思われる John Bacon を教区司祭 rector に任命した。そして彼は教区民が教会に収める十分の一税、教会の土地で飼う羊がもたらす収入、教会の聖職禄がもたらす富を一族のものにした。

俗界所領の人間が、たゞ成人してからであつても、一年間修道院で過ぐないとよほ priest になり得た。

次のパトロハムー⁽³⁶⁾、Sir John Brewes が一四四九年から一三七五年までを占めてゐる。この時期は教区に黒死病が蔓延し、教区司祭にも被害が出ていたから、教区司祭の代役が求められた。パトロハムーは正規の聖職者ではないが、臨時の教区司祭になった可能性は十分にある。以来、Brewes 家が代々パトロンを務めている。Brewes 家はサリ教区にある莊園のうちの一つ、Stinton 莊園の領主で、一三〇〇～一五〇〇年間居住し、伯爵その他貴族を輩出した家系であつた。

Sir John Brewes が死亡した後、一四〇一年からは「Robert Brewes の管財人」を名乗る人物がパトロンになつてゐる。教会の聖職禄や十分の一税の受取人がパトロンの実体となることになる。

一四二八年からは「Sir Simon Felbrigg とその他の人びと」とあり、パトロンが複数になる。羊毛がもたらす教会の富に、多くの人びとが群がつていた様子がうかがえる。

一四四一年からは Sir Robert Brewes の未亡人 Ela がパトロンになつた。女性にも相続権があつたから、領主たちは娘の縁組に熱心であった。Sir John Brewes (一四四〇～九〇) の妻 Ela はサフォーク伯 William Ufford の妹であ

No. Kesterton 莊園の領主、Sir William de Kesterton は

Brewes 家の Cecilia Brewes と結婚した。また Margaret Mautoby は、一四五〇年頃 John Paston と結婚した。有名な『ペストン家の書簡集』における Dame Paston がその人である。彼らはすべてサリ教区教会に關係した人びとである。女性は聖職者になれないが、パトロンとしてなら堂々と名を連ねることができた。そしてサリ教区教会の聖職禄と、聖職禄に対し司祭を推挙する権利その他いろいろの権限をパトロンが握っていた。

結び

以上、ノーフォーク州の教区を例に、各種聖職者が派生する過程をみてみた。教区の教区司祭職 rectorate には、parson, chaplain, curate, priest, patron として聖職禄の管財人までも含むいろいろな人物が任命された。これらを総称して rector といわれた。OED にある、(a) 「parson, すなわち rector」、(b) 「rector, すなわち parson の」の意味が明らかにされたと思へ。これら parson, chaplain, curate, priest, patron の中で、この時点では、parson

にだけ際立つた特徴がみられた。
(1) parson はアングロ・サクソン人であり、被征服民族の聖職者であった。

(2) parson は行政の単位としての教区において、ノルマン人と被征服民族アングロ・サクソン人の間にあつてラン語で話せる人物。アングロ・サクソン人を代表して真実を述べる義務があつた」とから、教区の「頭」の人物 chief person、という意味の「parson」として知られるようになった。

(3) parson のマナにおける地位は農奴の地位に類似していた。マナの区域から出ないよう終身縛縛された農奴の同輩者であった。彼らと共に集落に住む。

(4) parson は保有地をもつ。彼の特殊義務のために賦役は免れたが、農奴たちのおよそ二倍の農地を耕した。
「農夫」や「園芸家」でもあった。

(5) 聖職者には独身制がとられたが、parson は一般に妻帯した。被征服民族の司祭になった時、彼らはそれを息子に伝授し、息子は孫に継承するという世襲制をとる」とによつて、アングロ・サクソン教会の伝統を守つた。OED によれば、「一般民衆の用法では、聖職禄が与え

られる聖職者だれにでも拡大されでこりた」とある。

ノルマン征服より時代が下るにしたがい、法的に整理された⁽³⁷⁾が、教区には parson の他に chaplain, curate, priest, patron やして vicar も、複数の教区司祭が出入りするもべになつた。一般民衆には誰が priest や vicar や curate であるか、区別がつかなかつたであらう。彼らは教区司祭ならやんば parson と称したのかゆしけな。

注

- (1) L. D. Benson ed., *The Riverside Chaucer*, 3rd ed., based on *The Works of Geoffrey Chaucer*, ed. F. N. Robinson (Boston: Houghton Mifflin, 1987). 混上誤謬を用いた(未刊行)。
- (2) 田嶋敏子・池上忠弘、「トハタロ・サクハハ時代の教会区制度と教区同祭」『成城文庫』一六〇号、一九九七年。
- (3) Sir Frank Stenton, *The Oxford History of England, Anglo-Saxon England, c. 550-1087*. Oxford, 1971.
- (4) Graham Hutton & Olive Cook, *English Parish Churches*, London, 1976, p. 38.
- (5) *The Sphere Illustrated History of Britain C. 55BC-1485*, ed. Kenneth O. Morgan, Oxford, 1985, p. 115.
- (6) tenant-in chief を「直属封臣」、under-tenant を「再陪臣」と訳される場合もある。
- (7) 米川伸一、『イギリス地域史研究序説』、未来社、一九七一年、七四頁。
- (8) 吉武憲司、「アングロ・ノルマン王国と封建諸侯層」〇六六—一一〇四年、『西洋史学 CLXXVII』、日本西洋史学会編、一九九五年、一一一六頁。
- (9) アングロ・サクソン時代の教区教会は、一一五〇せんあと Lewis B Radford, *History of Holt. A Brief Study of Parish Church, and School*, 1908, p. 8.
- (10) G. M. Trevelyan, O. M., *History of England*, Longman, 1973, p. 108.
- (11) 米川伸一、前掲者、九三頁。
- (12) G. M. Trevelyan, O. M., *History of England*, Longman, 1973, p. 108.
- (13) 米川伸一、前掲者、七七頁。
- (14) Paul Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century*, Oxford, 1908, p. 455.
- (15) Graham Hutton & Olive Cook, *op. cit.*, p. 70.
- (16) parson の実像はコトは想像するよつて他になつが、現代の歴史小説「ストラッブに登場しており、参考にならう。」H. リス・ピーターズ Ellis Peters の第1作 *A Morbid Taste for*

Bones. 一一世紀のウェールズ、グワイネズ村にある修道院が舞台で修道士の他に村には自由民、農奴、地主、教区司祭等がいる。司祭は茶色の粗い麻布のガウンをはおり頭にはキャップ帽。農作業をする地所は小さく生活は貧しいが、勤勉な園芸家。教区の自由民の集会では教区の代表として真実を述べる義務があると同時に教会に対して忠誠の義務を負っている。司教とラテン語で会話ができる者。教区民は彼の名を「ファーザー」の尊称をつけて呼ぶ。アン

クロ・サクソン人である。(E. ピーターズ、『聖女の遺骨求む』、社会思想社、教養文庫、一九九〇年) なお一九九七年秋、NHK衛星TVで放映されたエリス・ピーターズ原作の『ストラリ「修道士カムトヨル・シワーリー」The Brother Cadfael Series』、参考になるだろう。

- (17) Lewis B. Radford, *op. cit.*, p. 4.
- (18) H. C. Darby, *The Domesday Geography of Eastern England*, p. 142.
- (19) Richard Le Strange, *Monasteries of Norfolk*, King's Lynn, Norfolk, 1973, p. 107.
- (20) *Ibid.*, p. 102.
- (21) Lewis B. Radford, *op. cit.*, p. 8.
- (22) 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の発展』、講談社、昭和五十六年、1大頁。L. J. Rogier, R. Aubert, M. D. Knowles, eds., *The Christian Centuries, A New History of the Catholic Church*, vol. 2, *The Middle Ages*, London, 1969.
- (23) 本稿では Priority や「修道院」、Abbey を「大修道院」、AJ区別)として用いる。
- (24) Lewis B. Radford, *op. cit.*, p. 10.
- (25) *Ibid.*, p. 11.
- (26) *Ibid.*, pp. 11-12.
- (27) ヘーフォークにてこゝの主な地方史料は *Original Paper Published under The Direction of the Committee of The Norfolk and Norwich Archaeological Society* で行の機関誌を利用した。
- (28) Lewis B. Radford, *op. cit.*, p. 18.
- (29) H. J. Enraght, *Ranworth, A Village and Church on the Broads*, Ranworth Parish Church, 1988, p. 5.
- (30) *Ibid.*, pp. 5-7.
- (31) Alan Harding, *England in The Thirteenth Century*, Cambridge, 1993, pp. 86-7.
- (32) Graham Pooley, *Eleven Hundred Years, The Greakes History Society*, Norfolk, 1988, p. 64.

(33) H. J. Enraght, *op. cit.*, p. 8.

(34) Richard Le Strange, *op. cit.*, pp. 64-65.

(35) C. L. S. Linnell, *Salle*, Salle Parish Church, Norfolk, 1955,

p. 5.

Canon Parson, *Salle. The History of a Norfolk Parish, Its Church, Manors, and People*, 稲葉。

(36) C. L. S. Linnell, *ind.*, p. 7.

(37) OED (第1版) に於ては 'parson' の初出は 11150

年頃 *Lutel Sath Serm.* 51 in O. E. Misc. 188 'persones' である。

語源として ME person, parson < OF ~~スル~~ AF persone, ~~スル~~ OF (Picard) parsoune, AF parsonne, par-

son < ML persona である。後に付けられた長シヘームの要

点を簡単に述べる。次のようになる。十一世紀以前に

は ML persona は教会用語として使われていない。クレル

モハ公会議 (1096) の時や、新しい用語だつたらし

い。その起源については 略するが、意見が出されて

る。しかしながら、イングランドでは、はやく Civil Law の意味で解釈されていただろう。すでに法的名称とな

っていたためだ。